

令和6年第2回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和6年2月26日（月）
開 会 午後1時22分 閉 会 午後1時47分
- 2 場 所 羽咋市役所302会議室
- 3 出席委員（9人）
②岩城 一成 ③徳島 伸精 ⑤長濱 恵司 ⑥山本 泰夫
⑧中村 武史 ⑨高田外喜子 ⑩糺田 幸雄 ⑪川井 良平
⑫村 桂司
- 4 欠席委員（3人）
①屋後 浩幸 ④山上 克秀 ⑦松生 朋広
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員（6人）
⑬榊谷 武史 ⑭松岡 清司 ⑮村田 清二 ⑯大谷 辰伸
⑰濱名 猛 ⑱瀬戸 清明
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員（6人）
⑰川口 勝博 ⑱悦永 秀雄 ⑲宮下 昇 ⑳平内 義博
㉑稲農 幹夫 ㉒石野 公章
- 7 事務局員 清水事務局長、奥次長、石端主事
- 8 付議案件
 - (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
 - (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 農用地利用集積計画について
 - (4) 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - (5) 農用地利用配分計画について
- 9 議事録署名委員 3番 徳島委員 5番 長濱委員
- 10 会議の結果
議案3件、報告2件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要
事務局長 ご案内の時間より少し早いんですけれども、出席される方皆さんそろわれましたので、ただいまから羽咋市農業委員会総会を開催いたします。
それでは、委員さんの欠席届についてご報告いたします。1番、屋後委員、4番、山上委員、7番、松生委員から欠席される旨の連絡を受けております。
ただいまの出席委員は9名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任委員12人の過半数を超える出席でありますので、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。
それでは、村会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長 （挨拶）
事務局長 ありがとうございました。
それでは、議案に入る前に、少しでも情報提供をさせていただきます。
土地改良区とスクラム組みまして、今、農地の災害を少しずつ上げていただいております。皆さんも3月、通常であれば4月入ってからのポンプ動かして通水するということなんですが、一月前倒しでやりたいと思っております。
またもう1点、震災で農機具や農車などが壊れたときの補助があります。それは県の説明会もあったんですけども、その資料は農林課にも情

報共有しておりますので、農機具の場合は農家負担が1割、あとの9割は公費負担になります。その罹災・被災証明とかいろいろと添付書類あるんですが、もしあれでしたら農林水産課へお問合せをお願いいたします。

それでは、議事に戻ります。

それでは、本日の議件につきましてご案内いたします。

- ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について
- ・議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- ・議案第3号 農用地利用集積計画について
- ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

となっております。

なお、大変申し訳ございませんが、「報告第2号 農用地利用配分計画について」が追加となっております。詳細につきましては、お手元にお配りしてある資料のとおりですので、よろしくお願いいたします。

また、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」の整理番号1番につきましては、書類の不備がございまして、今回は見合わすということで取下げといたしております。よろしくお願いいたします。

なお、この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をお願いいたします。

議長 では、ただいまから会議を開きます。

本日の議事録署名員に、3番 徳島委員、5番 長濱委員を指名します。よろしくお願いいたします。

では、会議を始めます。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」ご説明します。

議案書2ページをご覧ください。

整理番号1番の申請地は〇〇町の田1筆で、面積は5,446㎡です。

位置図は4ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、農業廃止によるものです。

譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による54aです。

続きまして、整理番号2番の申請地は〇〇町の田2筆で、面積は4,464㎡です。

位置図は5ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。

譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による11,949aです。

続きまして、整理番号3番の申請地は〇〇町の田2筆で、面積は6,867

m²です。

位置図は6ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。

譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による11,949 a です。

続きまして、整理番号4番の申請地は〇〇町の畑2筆で、面積は237m²です。

位置図は7ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。

譲受人の申請事由は、その他によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による2 a です。

議案書3ページをご覧ください。

整理番号5番の申請地は〇〇町と〇〇町の田1筆と畑2筆で、面積は1,052m²です。

位置図は8ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、農業廃止によるものです。

譲受人の申請事由は、その他によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による22 a です。

事務局からの説明は以上です。

議 長 引き続いて、担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号1番、〇〇委員さん。

担当委員 〇〇さんのところへ行ってきましたが、本人は不在でいませんでした。それで親戚の方に話を聞いたところ、〇〇さんの弟さんなんですけれども、これは間違いなく譲渡したものだということです。というのも、本人も高齢で、それからこちらのほうには生活していないと、そういうこともありまして売買をしたと、そういうことであります。

特に異議はございません。

議 長 ありがとうございます。

整理番号2番、3番、〇〇委員さん。

担当委員 電話で確認したところですけど、一応今の言うとおり面積も合っておりますし、本人が売買したということで確認しました。

以上です。

議 長 整理番号4番は私なので、私のほうから報告させていただきます。

これについては、〇〇さんが羽咋市の空き家バンクに登録していて、〇〇さんがその家を買ったらしいです。それでその家にこの畑2筆がついているため、それも含めて〇〇さんが〇〇さんから購入したということで、〇〇さんに確認したところ、間違いはないという返事をいただきました。

以上です。

整理番号5番、〇〇委員さん。

担当委員 譲受人が県外のほうへ出られるということで、宅地のほうが別にあるん

ですけど、それも含めて譲受人が買い取ったということです。議案書の②が畑になってます。一部の部分はもう地元の耕作者が来年度から、6年度ですか、から引き受けることも話ができていますので、特段の問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

それぞれの担当委員さんはご異議なしということなので、何かご意見ございませんか。

委員 一つ確認なんですけど、整理番号の1番あるわね、〇〇さんという方が購入されると。この〇〇さんという方は今まで農地は持っておられんということやね。

事務局 農地は持ってないですね。

委員 持ってなくて、これが新たに農地として耕作されるというが、これは大事なので、一応耕作をするという目的で買うと思うんですけど、その辺の確認は。

事務局 耕作するというふうに申請では受けてます。

事務局長 この〇〇さんは、もともと〇〇町の人なんです。〇〇町で耕作されておりましたので。

委員 ああ、それなら別に問題ないです。そういう話をちょっと確認したかったもんで。

議長 ほかにございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第1号」は、原案どおり承認することに決定いたします。

次に「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」ご説明します。

議案書11ページをご覧ください。

整理番号2番の申請地は〇〇町の畑2筆で、面積は874㎡です。

位置図は13ページをご覧ください。

申請人は議案書に記載のとおりです。

転用目的は、店舗駐車場とするための申請となっております。

申請地は、農振地域内の農用地外にあり、一団の農地は10ha未満の第2種農地と判断します。

なお、生産組合の同意を得ております。

事務局からの説明は以上です。

議長 担当委員さんは〇〇さんですが、欠席のため事務局。

事務局 〇〇委員さんからは事前に、特に問題ないと報告を受けております。

議長 担当委員さんもご異議なしということなので、何かご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、原案どおり上申してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 では、異議なしと認め、「議案第2号」は、原案どおり上申することに決定いたします。

次に、「議案第3号 農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 「議案第3号 農用地利用集積計画について」ご説明します。

議案書16ページをご覧ください。

利用権設定の概要です。

今回は田100筆、畑6筆の設定があり、合計面積は164,150㎡です。

権利設定期間別に見ますと、田については5年が9筆、6年が1筆、10年以上が90筆、畑については10年以上が6筆の権利設定となっております。

申請件数は、貸手農家が38件、借手農家が21件となります。

各筆明細の一覧は、議案書17ページから22ページに記載しております。

申請件数は40件で、新規設定が39筆、再設定が67筆となります。

なお、No.35からは、農地中間管理機構を利用した集積計画一括方式による設定です。

案件全てが農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要件を満たしております。

事務局からの説明は以上です。

議 長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありました。何かご意見があればお願いします。

全 委 員 なし。

議 長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では、異議なしと認め、「議案第3号」は、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。

議案書23ページをご覧ください。

今回、解約される農地は61筆で、面積は136,413㎡です。

対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は議案書に記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。

議 長 ありがとうございます。

ただいま事務局より報告がありました。何かご意見があればお願いいたします。

委員 ○○町の○○さんのところの解約というので○○さんが出とれんけど、この○○さんというのは○○さんのところじゃないが。

議 長 はい。

委員 だから○○さんが○○の地内で今まで預かっとなる田んぼはまだいっぱいあるけど、何で乗っかってこないのかなと思って。

事 務 局 まだ提出されたものだけで随時上げているという状態です。

委員 じゃ、ほかのところはまだ預かっとなるということなのか。

事務局 まだ解約の手続はされてないです。

委員 うん。完全に田んぼやめたわけじゃないが。

事務局長 ○○さんは田んぼはやめるといことですが、筆数が多くてまだ完全にこの届出が出されていないという状況です。

委員 まだ何筆も、いっぱいあるはずねんけど。

事務局長 余談ですけど、○○町、○○町の圃場整備の絡みもありますので、○○さんはもう完全に圃場整備の田んぼから手を引くと。地元町会もそれには納得しておりますし、圃場整備するに当たって地元負担が担い手に85%行くというのが条件になっていますので、そこはクリアするように○○さんとかにはお願いしてありますので、その辺はクリアできると思ってます。8割5分を超えないと地元負担の5%がかかってきますから、それが発生しないようにということで○○の社長にも頼んでありますので。

議長 ほかに何かご意見ありませんか。

委員 今の○○さんの話ですけど、一応うちの○○町にも田んぼが何筆かあるんですけど、昨日、一昨日ぐらいから機械、重機が入ってかって何かされてるけど、やっぱり何か復帰させるみたいことをやってるんですかね。

事務局長 はい。今、○○さんの圃場はすごく汚い。汚いという表現は悪いですが、草の管理がきれいにされてなかったところもありまして、6年産を作る方向で今、重機を入れて整備をしている最中です。

委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

委員 それについて質問ねんけど、費用というのはどうなるんや、その場合。重機入れて、かなり荒れとるわね。そこのところ整備する費用というのはどこから出てくるんや、それは。

事務局長 費用については、本来なら個人持ちなんです。

委員 そうやろうね。

事務局長 ○○さんが持つべきなんでしょうけど、いろいろと今。

委員 いろいろこうやとるわね。

事務局長 ええ。土地改良とも話をしながら。要は、圃場が荒れてもらうと一番困るのは周りの農家さんなので、圃場が荒れないように、特に圃場整備が終わっている田んぼについては6年産は作っていただける方向で今話を進めてる最中です。

事務局長 はい、分かりました。

議長 ほかにございませんか。

なければ、「報告第1号」は、報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「報告第1号」は、報告のとおり承認することに決定いたします。

次に、「報告第2号 農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第2号 農用地利用配分計画について」ご説明します。

お手元に配付した別紙2枚をご覧ください。

今回の報告は中間管理機構から通知されたもので、田29筆の受け手の報告がありました。

耕作者の権利が再度移転したものを記載しております。

対象地及び受け手は議案書に記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。
議長 ありがとうございます。
ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご意見ございませんか。
全委員 なし。
議長 なければ、報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。
全委員 異議なし。
議長 では、異議なしと認め、「報告第2号」は、報告のとおり承認することに決定いたします。
以上で本日の全議案の審議が終了しました。

終 了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人